

積算基準対照表

(千葉県)

令和6年度

共通編 修正箇所

修正内容

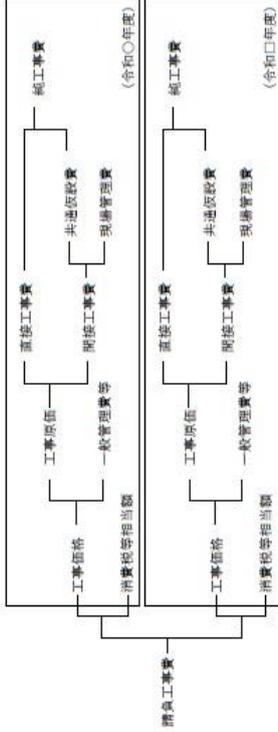
I-1-②-2

(3) 維持工事(複数年度の国債工事)の国債工事を維持工事(複数年度の債務負担工事)に変更

土木工事標準積算基準書

変更

(3) 維持工事(複数年度の国債工事) 工種区分が道路維持工事又は河川維持工事のうち、管理を目的とした維持的工事を複数年度に渡って工期を設定し、発注する場合は、次のとおり年度毎に分けて積算するものとする。(2カ年度例)



1-2 請負工事費の費目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 直接工事費
 - ① 直接工事費は、箇所又は工事種別により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分に材料費、労務費及び運搬費の3要素について積算するものとし、「第1編第2章工事費の積算①直接工事費」による。
 - ② 間接工事費
 - 1) 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類し、それぞれの構成する費目について積算するものとする。
 - 2) 共通仮設費は、工事施工にあたって、工事目的物の施工に間接的に係る費用とし、「第1編第2章工事費の積算②間接工事費②共通仮設費」による。
 - ③ 運搬費
 - ④ 準備費
 - ⑤ 事業損失防止施設費
 - ⑥ 安全費
 - ⑦ 夜務費
 - ⑧ 技術管理費
 - ⑨ 営繕費
- (2) 現場管理費
 - ① 現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、「第1編第2章工事費の積算③現場管理費③現場管理費」による。

$$\text{現場管理費率} = \frac{\text{現場管理費}}{\text{純工事費}}$$

ただし、純工事費=直接工事費+共通仮設費

(3) 一般管理費等
一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次の一般管理費等率を用いて積算するものとし、「第1編第3章一般管理費等及び消費税等相当額①一般管理費等」による。

$$\text{一般管理費等率} = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{工事原価}}$$

(4) 消費税等相当額
消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとし、「第1編第3章一般管理費等及び消費税等相当額②消費税等相当額」による。

I-1-②-2

共通編

千葉県

(3) 維持工事(複数年度)道路自由工事 工種区分が道路維持工事又は河川維持工事のうち、管理を目的とした維持的工事を複数年度に渡って工期を設定し、発注する場合は、次のとおり年度毎に分けて積算するものとする。(2カ年度の例)



1-2 請負工事費の費目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 直接工事費
 - ① 直接工事費は、箇所又は工事種別により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び運搬費の3要素について積算するものとし、「第2章 工事費の積算」の①直接工事費による。
 - ② 間接工事費
 - 1) 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類し、それぞれの構成する費目について積算するものとする。
 - 2) 共通仮設費は、工事施工にあたって、工事目的物の施工に間接的に係る費用とし、「第2章 工事費の積算」の②間接工事費の①2. 共通仮設費」による。
 - ③ 運搬費
 - ④ 準備費
 - ⑤ 事業損失防止施設費
 - ⑥ 安全費
 - ⑦ 夜務費
 - ⑧ 技術管理費
 - ⑨ 営繕費
- (2) 現場管理費
 - ① 現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、「第2章 工事費の積算」の②間接工事費の③. 現場管理費」による。

$$\text{現場管理費率} = \frac{\text{現場管理費}}{\text{純工事費}}$$

ただし、純工事費=直接工事費+共通仮設費

(3) 一般管理費等
一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次の一般管理費等率を用いて積算するものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」の①一般管理費等」による。

$$\text{一般管理費等率} = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{工事原価}}$$

(4) 消費税等相当額
消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」の②消費税等相当額」による。

I-1-②-2

I-2-①-1

1 材料費
(2) 価格
なお、詳細については、「設計単価編」記載の設計単価(材料単価)の取扱要領によるものとします。と記載変更以下文言削除

第2章 工事費の積算

① 直接工事費

- 1. 材料費
材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。
- (1) 数量
数量は、標準用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を表状に即して加算するものとする。
- (2) 価格
価格は、原則として、入札時(入札書提出期限日)における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

なお、設計単価は、各地方整備局等(以下「局」という)設定単価(局統一単価、県別単価、地区単価をいう)を、局特別調査単価(定期調査)、局特別調査単価(臨時調査)、物価資料(建設物価)、「積算資料」を用いて算定するものとする。原則として下記により決定するものとし、要約の価格を反映するものとする。

また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等から下記により近い場合は、事前に本局の担当課(以下「本局担当課」という)と協議のうえ別途決定する。

- 1) 局設定単価による場合
- (イ) 局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、新土木工事積算システムに登録する単価である。局設定単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。
- 2) 物価資料による場合
- (イ) 1)の方法により近い場合は、単価の決定は、物価資料(建設物価)、「積算資料」に掲載されている要約価格を準拠し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

なお、適用時期は毎月とする。

<例>1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

建設物価	33,500 円 (有効桁 3桁)	積算資料	34,000 円 (有効桁 2桁)
平均額	33,750 円		
決定額	33,700 円 (有効桁 3桁, 4桁以降切り捨て)		

<例>2) 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合

建設物価	560 円 (有効桁 2桁)	積算資料	570 円 (有効桁 2桁)
平均額	565 円		
決定額	565 円 (最小有効桁 3桁, 4桁以降切り捨て)		

(ロ) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。

ただし、公表価格で、割引率(額)の表示がある資材は、その割引率(額)を乗じた(減じた)価格を積算に用いる単価とする。

- 3) 局特別調査単価(定期調査)による場合
- (イ) 1)及び(2)により近い場合は、単価の決定は局特別調査単価(定期調査)によるものとする。局特別調査単価(定期調査)は、年2回(4月、10月)、本局担当課において決定し、通知する単価である。(局特別調査単価(定期調査)とは、本局担当課において、各事務所が必要とする資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い決定するものである。)
- 4) 1), 2)及び(3)の方法により近い場合
- (イ) 1), 2)及び(3)の方法により近い場合は、局特別調査(臨時調査)として本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものとする。

第2章 工事費の積算

① 直接工事費

- 1. 材料費
材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。
- (1) 数量
数量は、標準用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を表状に即して加算するものとする。
- (2) 価格
価格は、原則として、入札時(入札書提出期限日)における市場価格とし、消費税相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

なお、設計単価は、各地方整備局等(以下「局」という)設定単価(局統一単価、県別単価、地区単価をいう)を、局特別調査単価(定期調査)、局特別調査単価(臨時調査)、物価資料(建設物価)、「積算資料」を用いて算定するものとする。原則として下記により決定するものとし、要約の価格を反映するものとする。

また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等から下記により近い場合は、事前に本局の担当課(以下「本局担当課」という)と協議のうえ別途決定する。

- 1) 局設定単価による場合
- (イ) 局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、新土木工事積算システムに登録する単価である。局設定単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。
- 2) 物価資料による場合
- (イ) 1)の方法により近い場合は、単価の決定は、物価資料(建設物価)、「積算資料」に掲載されている要約価格を準拠し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

なお、適用時期は毎月とする。

<例>1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

建設物価	33,500 円 (有効桁 3桁)	積算資料	34,000 円 (有効桁 2桁)
平均額	33,750 円		
決定額	33,700 円 (有効桁 3桁, 4桁以降切り捨て)		

<例>2) 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合

建設物価	560 円 (有効桁 2桁)	積算資料	570 円 (有効桁 2桁)
平均額	565 円		
決定額	565 円 (最小有効桁 3桁, 4桁以降切り捨て)		

(ロ) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。

ただし、公表価格で、割引率(額)の表示がある資材は、その割引率(額)を乗じた(減じた)価格を積算に用いる単価とする。

- 3) 局特別調査単価(定期調査)による場合
- (イ) 1)及び(2)により近い場合は、単価の決定は局特別調査単価(定期調査)によるものとする。局特別調査単価(定期調査)は、年2回(4月、10月)、本局担当課において決定し、通知する単価である。(局特別調査単価(定期調査)とは、本局担当課において、各事務所が必要とする資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い決定するものである。)
- 4) 1), 2)及び(3)の方法により近い場合
- (イ) 1), 2)及び(3)の方法により近い場合は、局特別調査(臨時調査)として本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものとする。

削除

I-2-①-2

(2) 価格の
文言削除

削除

なお、同特別調査（臨時調査）は、各事務所において、算材価格調査が必要な算材（1事務所のみ）において必要とすも含む）について行うものとする。

(ロ) なお、1工事において、調査価格（材料単価使用数量）が100万円未満の場合、かつ1算材の材料単価が10万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。

また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。

① 調査価格（材料単価使用数量）が、100万円未満であるか100万円以上であるかの判断をするために、発注担当課長から参考見積りを3社に依頼し、見積り（100万円未満、かつ1算材の材料単価が10万円未満）又は特別調査（100万円以上、又は1算材の材料単価が10万円以上）によるかの判断を行うものとする。

なお、同一工事の1算材に複数の価格がある場合については、その合算額で上記判断を行うものとする。また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算算料」の類似品目の材料単価から推察可能であれば、参考見積りは不要とする。

② 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から局相依頼を行う。

なお、見積価格が発注引価格であることを確認する。

③ 正式見積りは、原則として9社以上から徴収する。

④ 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。

ただし、見積りの数が多い場合は、最低価格を採用する。

2. 歩

歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は土木工事標準歩掛及び物

資料によるものとする。

土木工事標準歩掛にない歩掛や物価算料にない歩掛については、特別調査又は見積りの取得により歩掛の構成を

決定する。

見積りの場合は、原則として9社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、平均的又は最低値の歩掛を採用する。

ただし、必要時調査時は施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。

なお、単価等については「1. 材料費」、「3. 労務費」及び「4. 直接経費」によるものとする。

3. 労 務 費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(ロ)及び(四)によるものとする。

(1) 所要人員
所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事に基き算定するが、一般に過去の実績及び積

算により得られた歴史的な歩掛を使用するものとする。

(2) 労務賃金
労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給

は、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

基本作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、

従事した時間及び条件によって加算するものとする。

(3) 夜間工事の労務単価
次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。

(イ) 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えて、作業を計画する場合に以下とする。

(ロ) 上記(イ)以外の通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えた時間帯は、時間外割増し（通常額×割増

対象賃金比×1.25）とする。

なお、休憩は超過勤務4時間を超える毎に30分の休憩を与えるものとする。

(エ) 深夜時間（22時～5時）については、深夜時間外割増し（通常額×割増対象賃金比×1.50）とする。

内、深夜部分（22時～5時）にかかるとの時間帯は、深夜割増し（通常額×割増対象賃金比×0.25）を加算する

ものとする。

ただし、2交代の場合において、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し（通常額×割増対象賃金比×1.25）

及び深夜時間外割増し（通常額×割増対象賃金比×1.50）を加算する。[例-1]、[例-2]

削除

2. 歩 掛

歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は土木工事標準歩掛及び物

資料によるものとする。

土木工事標準歩掛にない歩掛や物価算料にない歩掛については、特別調査又は見積りの取得により歩掛の構成を

決定する。

見積りの場合は、原則として9社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、平均的又は最低値の歩掛を採用する。

ただし、必要時調査時は施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。

なお、単価等については「1. 材料費」、「3. 労務費」及び「4. 直接経費」によるものとする。

3. 労 務 費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(ロ)及び(四)によるものとする。

(1) 所要人員
所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事に基き算定するが、一般に過去の実績及び積

算料により得られた歴史的な歩掛を使用するものとする。

(2) 労務賃金
労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給

は、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

基本作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、

従事した時間及び条件によって加算するものとする。

(3) 夜間工事の労務単価
次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。

(イ) 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えて、作業を計画する場合に以下とする。

(ロ) 上記(イ)以外の通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えた時間帯は、時間外割増し（通常額×割増対

象賃金比×1.25）とする。

なお、休憩は超過勤務4時間を超える毎に30分の休憩を与えるものとする。

(エ) 深夜時間（22時～5時）については、深夜時間外割増し（通常額×割増対象賃金比×1.50）とする。

内、深夜部分（22時～5時）にかかるとの時間帯は、深夜割増し（通常額×割増対象賃金比×0.25）を加算するもの

とする。

ただし、2交代の場合において、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し（通常額×割増対象賃金比×1.25）

及び深夜時間外割増し（通常額×割増対象賃金比×1.50）を加算する。[例-1]、[例-2]

I-2-①-4

5 諸雑費及び端数処理

(1) 諸雑費

2) 単価表を1次単価表、参考資料に変更

(2) 端数処理

3) 文言削除

4. 直接経費
 直接経費は、工事を施工するために直接必要とする経費とし、その算定は次の(1)～(3)までによるものとする。
 (1) 特許使用料
 特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。
 (2) 水道光熱電力料
 水道光熱電力料は、工事を施工するために必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投資料等とするものとする。
 (3) 機械経費
 機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)で、その算定は請負工事機械経費積算基準に基づいて積算するものとする。

5. 諸雑費及び端数処理
 (1) 諸雑費
 1) 諸雑費の定額
 当該作業に必要な労務、機械材料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。
 2) 単価表の変更
 (イ) 単価表に歩掛表に諸雑費率があるもの
 単価表当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の積算率以内で端数を計上する。
 (ロ) 単価表に歩掛表に諸雑費率がないもの
 単価表当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の積算率以内で端数を計上する。
 (ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。
 3) 内訳書
 諸雑費は計上しない。

(2) 端数処理 変更
 1) 単価表の各種要素の数量×単価＝金額は小數第3位を切捨てし、第2位とする。
 また、内訳書の各種要素の数量×単価＝金額は1円未満を切捨てし、1円未満とする。
 2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小數第4位を四捨五入し、第3位とする。

3) 土木工事標準単価は、同工種が物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」(積算資料(土木施工単価))の両方に掲載されている場合は、その平均価格(小數第1位を四捨五入)とし、片方の資料のみに掲載されている場合は、当該単価とする。

4) 未返戻費の単計上の金額は、1,000円未満を切捨てし、1,000円単位とする。
 5) 現場管理費の金額は、1,000円未満を切捨てし、1,000円単位とする。
 6) 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第1編第3章一般管理費等及び消費税等相当額①-一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。

6. 注意事項
 (1) 歩掛の中で単計上となっている諸雑費について
 諸雑費は、燃料料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを選択するため単計上するとともに「単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。」
 (2) 青政作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生すること
 で作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算については、別途考慮すること。

削除

変更

4 諸 費

直接経費は、工事を施工するために直接必要とする経費とし、その算定は次の(1)から(3)までによるものとする。

(1) 特許使用料
 特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。
 (2) 水道光熱電力料
 水道光熱電力料は、工事を施工するために必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投資料等とするものとする。
 (3) 機械経費
 機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)で、その算定は請負工事機械経費積算基準に基づいて積算するものとする。

5. 諸雑費及び端数処理
 (1) 諸雑費
 1) 諸雑費の定額
 当該作業に必要な労務、機械材料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。
 2) 単価表の変更
 (イ) 単価表に歩掛表に諸雑費率があるもの
 単価表当りの1次単価表、参考資料の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の積算率以内で端数を計上する。
 (ロ) 単価表に歩掛表に諸雑費率がないもの
 単価表当りの1次単価表、参考資料の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。
 (ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。
 3) 内訳書
 諸雑費は計上しない。

(2) 端数処理
 1) 単価表の各種要素の数量×単価＝金額は小數第2位までとし、第2位以下は切り捨てる。
 また、内訳書の各種要素の数量×単価＝金額は1円未満を切捨てし、1円未満は切り捨てる。
 2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小數第3位までとし、4位以下は四捨五入する。
 3) 未返戻費の単計上の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
 4) 現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
 5) 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第1編第3章一般管理費等及び消費税等相当額」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。

6. 注意事項
 (1) 歩掛の中で単計上となっている諸雑費について
 諸雑費は、燃料料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを選択するため単計上するとともに「1次単価表、参考資料」にあっては、所定の端数処理を兼ねたものである。
 (2) 青政作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生すること
 で作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算については、別途考慮すること。

I-4-①-1

1 随意契約

方式により

工事を発注

する場合の

調整等につ

いて

(1) 調査対

象となる工

事

2) 国債を債

務負担に文

言変更

2 総価契約

単価合意方

式における

調整計算の

方法

項目削除

第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の间接工費等の調整

調整

① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整等について

随意契約方式により工事を発注する場合は、次のとおりとする。

- (1) 調整対象となる工事
- 1) 現工事の施工業者と随意契約方式にて発注する工事とする。
- 2) 繰越(国債)工事の取扱い

変更 現工事が繰越又は国債で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。

(2) 追加工事の積算月は、当該追加工事の入札書(見積書)提出期限日の年月とし、現工事の落札率(合意率)を考慮するものとする。

(3) 調整対象となる現工事の設計金額は当該追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。

(4) 前記(1)に該当する工事のうち次に示す異種の工事の取扱いは下記のとおりとする。

- 1) 異種の工事とは次表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。

工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事
B	鋼橋上部工事、機械設備工事
C	プレストレスト・コンクリート工事
D	電気設備工事、通信設備工事、変電設備工事
E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事
F	維持修繕工事、塗装工事、橋梁補修工事
G	造園工事
H	さく井工事
I	暖冷房衛生設備工事

2) 積算体系が同一(一般管理費等率の算出区分が同じもの)の異種の工事は次により調整する。

(イ) 共通仮設費・現場管理費については調整しない。

(ロ) 一般管理費等については調整する。

3) 積算体系が異なる(一般管理費等率の算出区分が異なる)異種の工事は調整しない。

2 総価契約単価合意方式における調整計算の方法

総価契約単価合意方式の対象工事の場合、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

なお、「総価契約単価合意方式実施要領の解説」により算出した当該追加工事の共通仮設費(調整計算額)と、当該追加工事単価で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の间接工費等の調整

調整

① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整等について

随意契約方式により工事を発注する場合は、次のとおりとする。

- (1) 調整対象となる工事
- 1) 現工事の施工業者と随意契約方式にて発注する工事とする。
- 2) 繰越(債務負担)工事の取扱い

変更 現工事が繰越又は債務負担で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。

(2) 追加工事の積算月は、当該追加工事の入札書(見積書)提出期限日の年月とし、現工事の落札率(合意率)を考慮するものとする。

(3) 調整対象となる現工事の設計金額は当該追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。

(4) 前記(1)に該当する工事のうち次に示す異種の工事の取扱いは下記のとおりとする。

- 1) 異種の工事とは次表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。

工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事
B	鋼橋上部工事、機械設備工事
C	プレストレスト・コンクリート工事
D	電気設備工事、通信設備工事、変電設備工事
E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事
F	維持修繕工事、塗装工事、橋梁補修工事
G	造園工事
H	さく井工事
I	暖冷房衛生設備工事

2) 積算体系が同一(一般管理費等率の算出区分が同じもの)の異種の工事は次により調整する。

(イ) 共通仮設費・現場管理費については調整しない。

(ロ) 一般管理費等については調整する。

3) 積算体系が異なる(一般管理費等率の算出区分が異なる)異種の工事は調整しない。

2 総価契約単価合意方式における調整計算の方法

総価契約単価合意方式の対象工事の場合、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

なお、「総価契約単価合意方式実施要領の解説」により算出した当該追加工事の共通仮設費(調整計算額)と、当該追加工事単価で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

削除

I-4-①-1

I-4-①-1

I-4-①-2

削除 ③総価契約車道工事以外の場合に~~おける調整計算の方法~~

(1) ~~共通仮設費の調整計算の方法~~
1) 積上げ計算部分
実態に合わせ調整する。

2) 率計算部分
現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工種の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。

3) 調整計算の方法 (率計算部分)
現工事と当該追加工種の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。

(イ) 調整の一般式は次のとおりとする。
 $A = (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$
A：当該追加工種の共通仮設費 (調整計算額)
B：現工事の共通仮設費対象額
D：合算工事の共通仮設費対象額

$\gamma 1$ ：Dに相当する主たる工種の共通仮設費率
 $\gamma 2$ ：Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率
ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。
また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(ロ) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は、次のとおりとする。
なお、除雪工事で現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合は共通仮設費の調整計算も同様である。

$A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$
A：当該追加工種の共通仮設費 (調整計算額)
B：現工事の対象額
C：当該追加工事の対象額

D：合算工事の対象額
 $\beta 1 = \beta ① \times S r ①$ ；Dに相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率 (%)
なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率
ただし、現工事と追加工種の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

ただし、 $S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$

S r ①：(B+C)に相当する主たる工種の補正係数
S r ②：Bに相当する現工事の工種の補正係数
S r ③：Cに相当する当該追加工種の工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
 $\beta 2 = \beta ② \times S r ②$ ；Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率 (%)

なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
 $\beta ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。
また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

2. 調整計算の方法

(1) 共通仮設費の調整計算の方法

1) 積上げ計算部分
実態に合わせ調整する。

2) 率計算部分
現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工種の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。

3) 調整計算の方法 (率計算部分)
現工事と当該追加工種の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。

(イ) 調整の一般式は次のとおりとする。
 $A = (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$
A：当該追加工種の共通仮設費 (調整計算額)
B：現工事の共通仮設費対象額

D：合算工事の共通仮設費対象額
 $\gamma 1$ ：Dに相当する主たる工種の共通仮設費率
 $\gamma 2$ ：Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。
また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(ロ) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は、次のとおりとする。
なお、除雪工事で現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合は共通仮設費の調整計算も同様である。

$A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$
A：当該追加工種の共通仮設費 (調整計算額)
B：現工事の対象額
C：当該追加工事の対象額

D：合算工事の対象額
 $\beta 1 = \beta ① \times S r ①$ ；Dに相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率 (%)
なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率
ただし、現工事と追加工種の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

ただし、 $S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$

S r ①：(B+C)に相当する主たる工種の補正係数
S r ②：Bに相当する現工事の工種の補正係数
S r ③：Cに相当する当該追加工種の工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
 $\beta 2 = \beta ② \times S r ②$ ；Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率 (%)

なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
 $\beta ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。
また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

修正内容

土木工事標準積算基準書

千葉県

I-4-①-5

4 設計変更
について

なお、総価契約単価合意方式の場合においても「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき算出するとともに、同様に取扱うものとする。の文言削除

S r②：Bに相当する現工種の補正係数

S r③：Cに相当する当該追加工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta 2 = \beta \cdot S r \textcircled{2} + S r \textcircled{3}$ ：Bに相当する現工種の補正後の現場管理費率(%)

なお、補正後の現場管理費率は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta \textcircled{2}$ ：Bに相当する現工種の補正前の現場管理費率

$\delta 1$ ：当該追加工種の現場管理費補正率(補正率が無い場合は0%とする)

ただし、前記計算の理合においてAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場管理費は計上しない。
また、Aと当該追加工事単価で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(3) 一般管理費等の調整計算の方法

1) 調整計算の方法

現工事と当該追加工種の工事原価を合算したもので単を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。

$$A = (D \times \alpha \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

A：当該追加工種の一般管理費等(調整計算額)

B：現工事の工事原価(中止期間中の現場維持等の費用を含む)

C：当該追加工種の調整後の工事原価

D：合算工事の工事原価

$\alpha 1$ ：Dに相当する一般管理費等率

$\alpha 2$ ：Bに相当する現工事の一般管理費等率

β ：当該追加工種の契約保証に係る一般管理費等の補正係数

$\delta 1$ ：前払金支出割合による補正係数

現工事と当該追加工種の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数

$\delta 2$ ：現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

4 設計変更について

随意契約方式により契約した追加工事において設計変更を行う場合には、当該随意契約の当初積算で用いた共通仮設費、現場管理費の算出方法を使用する。(調整計算額と単価計算額の比較は行わない。)

なお、総価契約単価合意方式の場合においても「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき算出することにも、同様に取扱うものとする。

削除

S r②：Bに相当する現工種の補正係数

S r③：Cに相当する当該追加工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta 2 = \beta \cdot S r \textcircled{2} + S r \textcircled{3}$ ：Bに相当する現工種の補正後の現場管理費率(%)

なお、補正後の現場管理費率は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta \textcircled{2}$ ：Bに相当する現工種の補正前の現場管理費率

$\delta 1$ ：当該追加工種の現場管理費補正率(補正率が無い場合は0%とする。)

ただし、前記計算の理合においてAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場管理費は計上しない。
また、Aと当該追加工事単価で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(3) 一般管理費等の調整計算の方法

1) 調整計算の方法

現工事と当該追加工種の工事原価を合算したもので単を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。

$$A = (D \times \alpha \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

A：当該追加工種の一般管理費等(調整計算額)

B：現工事の工事原価(中止期間中の現場維持等の費用を含む)

C：当該追加工種の調整後の工事原価

D：合算工事の工事原価

$\alpha 1$ ：Dに相当する一般管理費等率

$\alpha 2$ ：Bに相当する現工事の一般管理費等率

β ：当該追加工種の契約保証に係る一般管理費等の補正係数

$\delta 1$ ：前払金支出割合による補正係数

現工事と当該追加工種の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数

$\delta 2$ ：現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

4 設計変更について

随意契約方式により契約した追加工事において設計変更を行う場合には、当該随意契約の当初積算で用いた共通仮設費、現場管理費の算出方法を使用する。(調整計算額と単価計算額の比較は行わない。)

削除

I-9-①-1

2. 適用の範囲の記載を「工事現場の周辺環境等の現場条件及び労働者の作業環境等を考慮し、現場作業改善を必要とする場合に適用する。」と記載変更

第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

① 土木請負工事における現場環境改善費の積算

1. 対象となる内容は次のとおりとする。
工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営業関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。

変更
2. 適用の範囲
周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で実施が困難なものと及び効果が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。

3. 積算方法
(1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、個別的な現場環境改善を行う場合は準計上とし、特別な内容を実施する場合は準上げ計上とする。
イ. 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。

K=i・Pi+α
ただし K：現場環境改善費（単位：円、1000円未満切り捨て）
i：現場環境改善率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め）
Pi：対象額（直接工事費（処分費等を除く）+共通仮設費対象分）+支給品費（共通仮設費対象分）+無償貸付機械等評価額
なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。
α：準上げ計上分（単位：円、1000円未満切り捨て）

Table with 2 columns: 対象額: Pi and 現場環境改善率: i (%). Rows include 大都市(1), 市街地, 5億円以下, 5億円を超える.

ロ. 準に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営業関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況、工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。
ハ. 準上げ計上分（α）に計上するものは、費用が巨額となるため現場環境改善費準分で行うことが適当でない」と判断されるものとする。
ニ. なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。
ホ. 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

① 土木請負工事における現場環境改善費の積算

1. 対象となる内容は次のとおりとする。
工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営業関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。

2. 適用の範囲
工事現場の周辺環境等の現場条件及び労働者の作業環境の非環境改善を考慮し、環境改善費を必要とする場合に適用する。

3. 積算方法
(1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、個別的な現場環境改善を行う場合は準計上とし、特別な内容を実施する場合は準上げ計上とする。
イ. 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。

K=i・Pi+α
ただし K：現場環境改善費（単位：円、1000円未満切り捨て）
i：現場環境改善率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め）
Pi：対象額（直接工事費（処分費等を除く）+共通仮設費対象分）+支給品費（共通仮設費対象分）+無償貸付機械等評価額
なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。
α：準上げ計上分（単位：円、1000円未満切り捨て）

Table with 2 columns: 対象額: Pi and 現場環境改善率: i (%). Rows include 大都市(1), 市街地, 5億円以下, 5億円を超える.

ロ. 準に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営業関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況、工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。
ハ. 準上げ計上分（α）に計上するものは、費用が巨額となるため現場環境改善費準分で行うことが適当でない」と判断されるものとする。
ニ. なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。
ホ. 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

I-9-①-2

(3) 現場環境改善費入力基準表を削除

(2) 設計変更について

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額 (PI) の変動に伴う現場環境改善費率は変更される。また、積上げ計上分 (α) については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

【別表-1】

計上費目	実施する内容 (率計上分)
現場環境改善 (仮設関係)	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見守路及び柵子の設置 5. 見守設備の充実、6. 環境負荷の低減
現場環境改善 (常設関係)	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働衛生の快適化 3. アザインボックス (交通安全設備) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 避難防止対策 (警報器等) 3. 避難 (熱中症予防)・防犯対策
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事 PR 看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学会 (ワトワット) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対面費 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献

削除

(3) 現場環境改善費入力基準表

施工歩掛コード	施工単位	式
J1 条件		
数 量	1	

(2) 設計変更について

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額 (PI) の変動に伴う現場環境改善率は変更される。また、積上げ計上分 (α) については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

【別表-1】

計上費目	実施する内容 (率計上分)
現場環境改善 (仮設関係)	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見守路及び柵子の設置 5. 現場設備の充実、6. 環境負荷の低減
現場環境改善 (常設関係)	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働衛生の快適化 (交通安全設備) 3. アザインボックス (交通安全設備) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 避難防止対策 (警報器等) 3. 避難 (熱中症予防)・防犯対策
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事 PR 看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学会 (ワトワット) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対面費 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献

削除

I-11-①-2

3. 単価協議の記載を削除
4. 設計変更についての番号繰り上げ

※積算のイメージ
従来：(A)市直接工事費+B)市直接工事費+C)町直接工事費×間接費率
本運用：(A)地区(施工箇所a)直接工事費×間接費率
+(B)地区(施工箇所b)直接工事費×間接費率
+(C)地区(施工箇所c)直接工事費×間接費率
※一般管理費等は通常どおり

削除

3. 単価協議
総額別の出合費方式による場合は、「第1編第13章総額別出合費方式」に基づき、単価協議を行うものとする。
なお、同じ種別が、異なる施工箇所にある場合、妥当性を確認したうえで、施工箇所毎に異なる単価で合意できるものとする。
また、共通仮設費(積み上げ分)、現場環境改善費(特計上)、共通仮設費(特計上)、現場管理費については、施工箇所毎に単価協議を実施し合意する。

4. 設計変更について
(1) 「概設計書」及び「予設計書」それぞれに対して、変更作業を行う。
(2) 新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。
(3) 設計変更において、新たに施工箇所を追加することがある。その場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費を官費積算(変更設計時点単価)により積算するものとする。
(4) 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算(通常の変更積算)と同様とする。

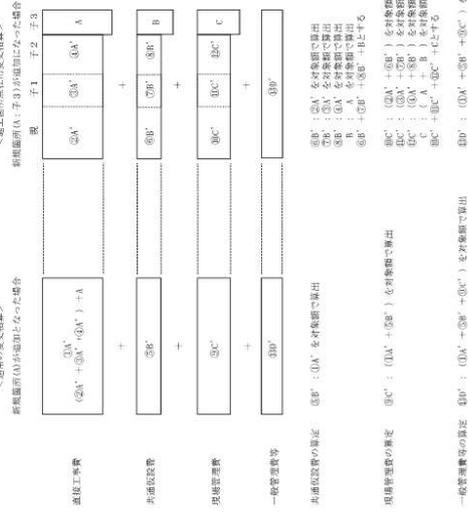


図4-1 施工箇所が存在する場合の変更積算イメージ

共通編

※積算のイメージ
従来：(A)市直接工事費+B)市直接工事費+C)町直接工事費×間接費率
本運用：(A)地区(施工箇所a)直接工事費×間接費率
+(B)地区(施工箇所b)直接工事費×間接費率
+(C)地区(施工箇所c)直接工事費×間接費率
※一般管理費等は通常どおり

削除

3. 設計変更について
(1) 概設計書および予設計書それぞれに対して、変更作業を行う。
(2) 新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。
(3) 設計変更において、新たに施工箇所を追加することがある。その場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費を官費積算(変更設計時点単価)により積算するものとする。
(4) 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算(通常の変更積算)と同様とする。

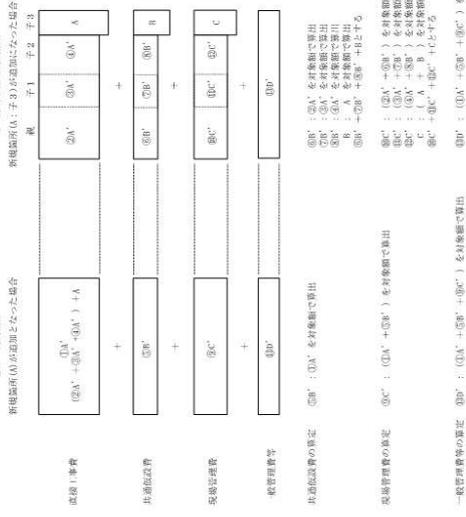


図3-1-1 施工箇所が存在する場合の変更積算イメージ

削除

I-13-①-1

「第13章
総単契約単
価合意方式」
の項目を削
除し「第13章
設計変更」の
項目を追加

第13章 総単契約単価合意方式

- 1 目的
総単契約単価合意方式は、工事請負契約における受注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があつた場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際において、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施するものとする。また、後工事の請負契約を総単契約により前工事の受注者と締結する場合には、本方式を適用することにより、適正な契約金額の算定を行うものとする。
- 2 対象工事
総単契約単価合意方式の対象工事は、次のとおりとする。
① 地方整備局（港湾空港関係事務）第3に掲げる工事種別のうち、第4号から第4号まで、第7号、第9号から第17号まで及び第19号から第22号に掲げる工事
② 北海道開発局にあつては、河川事業、多目的ダム事業、海岸事業、砂防事業、道路事業及び公園事業に係る工事（北海道開発局工事等競争参加要項（平成12年12月19日付北期局工第333号）の別表（第6条関係）の区分の欄に掲げる建築、管、機械装置（昇降機除く。）及び電気（建築電気設備に限る。）を除く。）
- 3 実施方式
(1) 総単契約単価合意方式は、次に掲げる実施方式により行うものとする。
① 単価個別合意方式
工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額、②及び③において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式
② 包括的単価個別合意方式
工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式
(2) ①の請負代金比率は、次の算式により得られる数値とする。
請負代金比率 = 落札金額 ÷ 工事単価
(3) ①の実施方式は、次に掲げるところにより定めるものとする。
① 受注者は、「単価個別合意方式」又は「包括的単価個別合意方式」のいずれか希望する方式を選択するものとする。
② 受注者は、①において「単価個別合意方式」を選択した場合には、工事数量総括表の細別のそれぞれを算出した上で、落札者と協議するものとする。
③ ②の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、「包括的単価個別合意方式」を適用するものとする。
④ 受注者は、①において「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に出すものとする。
- 4 一般事項
(1) 変更設計で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。
(2) 設計変更時における現場管理費の補正については、工事区間の延長、工期の延長等により当初計上した補正額に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来たこととなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。
(3) 請負代金額の変更に用いる単価等については、単価合意書の記載事項を基礎とする。
(4) 単価合意が不成立となった場合は、原則の設定した単価に基づき設計変更を行うものとする。

13章 設計変更

- 1 一般事項
(1) 変更設計で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。
(2) 設計変更時における現場管理費の補正については、工事区間の延長、工期の延長等により当初計上した補正額に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来たこととなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。
- 2 設計変更における材料単価の取扱いについて
(1) 工事増量の場合は、新単価（変更指行時点単価）により積算するものとする。
ただし、現地の取合い等の都合により増量する場合は、旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。
(2) 工事減量の場合は、その減量分に対する設計単価により積算するものとする。
(3) 当初設計工事において、当該設計材料の規格・寸法のみが変更となった場合は旧単価（当初設計時点単価）で積算する。
(4) 新単価（変更指行時点単価）とした場合、材料単価、労務単価、機械材料及び材料の全てを新単価（変更設計時点単価）により積算するものとする。
- 3 設計変更の計算例
諸工工事の設計変更は、官棟別に、次の方法で行うものとする。
・設計費
設計変更の際、元設計及び変更設計の種類、細別等の金額は全て官棟額とする。
・設計変更の要領
設計変更の概算は、次の方法により行う。
第1回変更設計費
工 事 単 価 額 = $\frac{\text{請負額}}{\text{当初官棟額}} \times \text{第1回変更官棟額}$
工 事 単 価 額 = $\frac{\text{工 事 単 価 額}}{\text{(落札率を乗じた額)}} \times (1 + \text{消費税})$
第2回変更設計費
工 事 単 価 額 = $\frac{\text{第1回変更請負額}}{\text{第1回変更官棟額}} \times \text{第2回変更官棟額}$
工 事 単 価 額 = $\frac{\text{工 事 単 価 額}}{\text{(落札率を乗じた額)}} \times (1 + \text{消費税})$
第3回変更設計費
工 事 単 価 額 = $\frac{\text{第2回変更請負額}}{\text{第2回変更官棟額}} \times \text{第3回変更官棟額}$
工 事 単 価 額 = $\frac{\text{工 事 単 価 額}}{\text{(落札率を乗じた額)}} \times (1 + \text{消費税})$

I-13-①-2

「第13章
総単契約単
価合意方式」
の項目を削
除し「第13章
設計変更」の
項目を追加

削除

- 5 総計変更における材料単価の取扱いについて
- (1) 工事量の場合は、新単価(変更指示時点単価)により積算するものとする。
ただし、現地の取合い等の都合により増量する場合は、旧単価(当初設計時点単価)により積算するものとする。
 - (2) 工事数量の場合は、その減量分に対する設計単価により積算するものとする。
 - (3) 当初契約工種において、当初契約材料の規格・寸法のみが変更となった場合は旧単価(当初設計時点単価)で積算する。
 - (4) 新単価(変更指示時点単価)とした場合は、材料単価、労働単価、機械積利及び歩掛の全てを新単価(変更指示時点単価)により積算するものとする。

6 請負代金額の変更について

- (1) 単価別合意方式における請負代金額の変更
請負代金額の変更にあたっては、契約書第 25 条の規定に従い、単価合意書に記載された単価を基礎として、請負代金額の変更部分の総額を算出するものとする。なお、その際の予定価格の積算に当たっては、以下の①から③までに留意するものとする。
 - ① 直接工事費及び共通仮設費(積上げ分)については、単価合意書に記載の単価に基づき算出するものとする。なお、単価合意書に記載のない単価の取扱いは、以下のとおりとする。
 - ・契約書第 25 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる場合は、変更前の細別(レベル4)の合意比率(百積算単価に対する合意単価の比率)をいう。(以下この項において同じ。)に変更後の百積算単価を乗じて積算するものとする。
 - ・既存の工種(レベル2)に種別(レベル3)及び細別(レベル4)が追加された場合は、変更前の当該工種(レベル2)の合意比率に百積算単価を乗じて積算するものとする。
 - ・工種(レベル2)が新規に追加された場合の直接工事費及び歩掛に種別(レベル4)が追加された場合の共通仮設費(積上げ分)については、百積算単価にて積算するものとする。
 - ② 共通仮設費(率分)、現場管理費、一般管理費等については、①により算出した対象額に、変更前の対象額に対する合意金額の比率及び積算基準書の率式を利用して当該割合を乗じて算出するものとする。
なお、対象額とは、共通仮設費(率分)にあつては直接工事費、現場管理費にあつては利工事費、一般管理費等にあつては工事原価をいう。

【附設費等(率分) = B × C × D】

B = 変更積算の開積費等(率分)の対象となる項目の合計金額

C = 変更前の開積費等(率分)の合意金額(C1)
変更前の開積費等(率分)の対象となる項目の合計金額(C2)

D = Bを積算基準書の率式に代入した値に補正係数を乗じた値(D1)
C2を積算基準書の率式に代入した値に補正係数を乗じた値(D2)

〔※地域補正など開積費に対する補正係数が対象
D1の補正係数：変更積算の補正係数
D2の補正係数：変更前の補正係数〕

(例) 当初百積算額 105,008.4 千円 諸員額 102,900 千円

第1回変更百積算工事単価格 106,480 千円
工 率 価 格 = $\frac{102,900}{105,008.4} \times 106,480 = 104,351$ 千円
(落札率を乗じた額)

第1回変更諸員額 = $104,351 \times (1+0.10) = 114,786.1$ 千円

第2回変更百積算工事単価格 97,230 千円
工 率 価 格 = $\frac{114,786.1}{106,480 \times (1+0.10)} \times 97,230 = 95,277$ 千円
(落札率を乗じた額)

第2回変更諸員額 = $95,277 \times (1+0.10) = 104,804.7$ 千円

第3回変更百積算工事単価格
工 率 価 格 = $\frac{104,804.7}{97,230 \times (1+0.10)} \times 101,880 = 98,814$ 千円
(落札率を乗じた額)

第3回変更諸員額 = $98,814 \times (1+0.10) = 108,695.4$ 千円

- (注) 1) 変更百積算とは、単単位、管理費をもとに当初百積算と同一方法により積算する。
2) 諸員額、百積算額に消費税相当額を念ふた額。
3) 消費税 = 消費税額 + 地方消費税
4) 変更諸員工事単価格は千円未満切り捨てとする。

I-13-①-3

「第13章
総単契約単
価合意方式」
の項目を削
除

削除

<除料費にて共通仮設費(率分)列参額が、3,000万円⇒3,300万円となった場合の積算例>

$$\text{共通仮設費} = B \times \frac{C1}{C2} \times \frac{D1}{D2}$$

B = 変更積算の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額 = 33,000,000円

C1 = 変更前の共通仮設費(率分)の合意金額 = 3,150,000円

C2 = 変更前の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額 = 30,000,000円

C = C1/C2 = 3,150,000円/30,000,000円

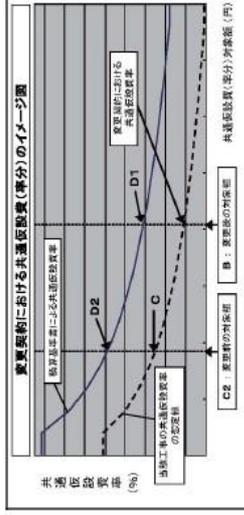
D1 = Bを積算基準書の率式に代入した値 = 10.85%

D2 = C2を積算基準書の率式に代入した値 = 10.95%

D = D1/D2 = 10.85%/10.95%

$$\begin{aligned} \text{共通仮設費(率分)} &= B \times C \times D = 33,000,000 \times 3,150,000/30,000,000 \times 10.85/10.95 \\ &= 3,433,356 \text{円} \end{aligned}$$

なお、本積算例では、地域補正等の補正係数は考慮していない。



③ 積算年度にわたる維持工事については、積算基準書に基づき年度ごとに積算を行うものとし、積算金額の変更に係る積算に当たっては、年度ごとに、初期の変更においては契約当初に合意した単価を用い、初期以降の変更(当該年度内に限る。)においては、変更前の対象額に対する合意金額の比率及び積算基準書の率式を利用した低減割合を算出して算出するものとする。また、当該年度以外の除料費は算入せず、当該年度の除料費のみ変更するものとする。

④ 変更除料額

工事価格＝変更積算工事価格

変更除料額＝工事価格×(1+消費税及び地方消費税の税率)

(2) 包括的単価個別合意方式における積算代金額の変更

積算代金額の変更に当たっては、契約書第25条の規定に従い、単価合意書に記載された事項を基礎として、積算代金額の変更部分の総額を算出するものとする。なお、その際の手定価格の積算に当たっては、以下の①から③までに留意するものとする。

- ① 直接工事費及び共通仮設費(積上げ分)については、単価合意書に記載の単価に基づき算出するものとする。なお、単価合意書に記載のない単価の取扱いは、以下のとおりとする。
- ・契約書第25条第1項第1号及び第9号に掲げる場合は、変更前の種別(レベル4)の合意比率(官積算単価)に対する合意単価の比率をいう。以下この項において同じ。)に変更後の官積算単価を算出して積算するものとする。
- ・既存の工種(レベル2)に種別(レベル3)及び種別(レベル4)が追加された場合は、変更前の当該工種(レベル2)の合意比率に官積算単価を算出して積算するものとする。

削除